Z―76 再― I

住民税　試験問題

〔注意事項〕

1．試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。

2．この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味２時間です。

3．試験時間終了前に受験を終了すること（途中退室）は認めません。

4．「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。

5．試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。

6．答案の作成には、必ず黒又は青のインキ（ボールペンを含む。以下同じ。）を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。

7．答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙（第一問用及び第二問用）に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。

8．答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。

9．解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。

　なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。

10. 問題文に指示しているものを除き、令和８年４月３日現在の施行法令等によって出題されています。

11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。

12. この問題のページ数は、「Ｉ１～Ｉ４」です。

13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔**第一問**〕 ―50点―

問1（25点）

個人住民税の均等割に関し、その意義、趣旨及び制度の概要（納税義務者、税率、非課税措置、負担の軽減及び賦課徴収）について述べなさい。

問2（25点）

個人住民税における損失の繰越控除制度に関し、以下の点について述べなさい（阪神・淡路大震災、東日本大震災、令和6年能登半島地震、その他特定非常災害に係る特例について述べる必要はない。）。

⑴ 損失の繰越控除制度の意義

⑵ 純損失の繰越控除（所得税と取扱いが異なる点に触れること。）

⑶ 雑損失の繰越控除

〔**第二問**〕 ―50点―

Ｘ県Ｙ市に住所を有する甲及び甲の家族の令和７年中の所得等の状況は、次の**【資料】**のとおりであり、課税に必要な事項は適切にＸ県及びＹ市に申告されている。

甲及びその家族が令和８年度分としてＸ県へ納付すべき県民税及びＹ市へ納付すべき市民税の額を、計算過程を明らかにしてそれぞれ算出しなさい。

また、特別徴収された令和７年度分の個人住民税額(令和７年中の所得に係る税額に限る。)がある場合、その税額を計算過程を明らかにしてそれぞれ算出しなさい。

【問題の前提条件】

１　Ｘ県及びＹ市の条例においては、所得割及び均等割とも標準税率を採用しているものとする。

２　Ｙ市の条例では、個人の市民税均等割の非課税に係る基準については地方税法施行令第47条の３の規定に基づき、基本額を35万円、加算額を21万円と規定しており、均等割の軽減措置については規定されていない。

３　Ｙ市は政令市に該当しないものとする。

４　森林環境税については考慮しないものとする。

【資料】

⑴　甲(昭和45年４月23日生)の所得等の状況

①　給与所得に係る収入金額

・Ａ社から支払を受けた給与収入金額　7,230,000円

②　株式等に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

区分	決算	決算月	収入年月日	株主総会 決議年月日	収入金額
ａ株式(上場)	年１回	３月	令和７年10月25日	令和７年10月17日	68,000
ｂ株式(非上場)	年１回	３月	令和７年５月16日	令和７年４月８日	37,000
ｃ株式(上場)	年１回	１月	令和７年７月18日	令和７年６月15日	49,000

(注１)　全ての株式に係る配当について源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

(注２)　ａ株式及びｃ株式は源泉徴収選択口座内で保管され、これらの配当は分離課税により申告されている。

③　譲渡所得に係る収入金額等の明細

（単位：円）

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
d 株式（非上場）	令和７年 ８月21日	令和７年 11月16日	371,000	85,000	3,000	証券会社
e 株式（上場）	令和７年 ７月13日	令和７年 ９月27日	766,000	608,000	3,000	証券会社
f 株式（非上場）	令和７年 10月９日	令和７年 10月22日	128,000	580,000	6,000	証券会社

（注１）　全ての株式の譲渡について、所得税の確定申告書に記載されている。

（注２）　e 株式の譲渡については源泉徴収選択口座内で取引され、分離課税により申告されている。

④　支払社会保険料　589,400 円

⑤　支払生命保険料

・一般生命保険料（平成 23 年６月 18 日締結）　24,000 円

・個人年金保険料（平成 30 年８月 30 日締結）　48,000 円

⑥　医療機関等に支払った金額

・甲の妻の疾病の診察・治療にかかった医療費　43,000 円

（注）保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。

⑵　甲の妻（昭和 45 年６月 20 日生）（甲と生計を一にし、同居を常況としている。）の所得等の状況

①　一時所得に係る収入金額

・クイズ番組賞金　1,800,000 円

・収入を得るために支出した金額　12,000 円

②　オータムジャンボ宝くじ当選金に係る収入金額　500,000 円

③　令和７年分の甲の配偶者控除等申告書において、配偶者特別控除の対象とされている。

⑶　甲の長男（平成５年９月 28 日生）の所得等の状況

①　不動産所得に係る収入金額等の明細

・アパートの賃貸料に係る収入金額　3,710,000 円

・必要経費　683,000 円

②　支払社会保険料　886,000 円

③　支払生命保険料

・一般生命保険料（平成 29 年７月 24 日締結）　67,000 円

④　医療機関に支払った金額

・甲の長男の疾病の診療・治療にかかった費用　59,800 円

・甲の長男の人間ドックの受診費用　79,000円
（Y市より人間ドック助成金として35,000円が支給されている。また、検査の結果に異常はなく、疾病の治療等は生じていない。）

⑷　甲の長男の妻（平成7年12月12日生）の所得等の状況

①　給与所得に係る収入金額
・B社から支払を受けた給与収入金額　3,540,000円

②　支払社会保険料　550,000円

③　支払生命保険料
・一般生命保険料（平成20年4月17日締結）　45,000円

④　居住用財産の屋根の雪下ろし費用及び当該住宅の雪の取り除き費用　150,000円
（所得税の確定申告において、雑損控除の適用を受けている。）

⑤　医療機関に支払った金額
・甲の長男の妻の歯の治療に係る支払額　95,000円
・甲の長男の妻のインフルエンザの治療に係る支払額　13,000円

⑸　甲の父（昭和16年5月5日生）の所得等の状況

①　老齢厚生年金の収入金額　3,310,000円

②　山林（平成元年取得）の譲渡に係る収入金額　4,960,000円
・山林の譲渡に要した伐採費、運搬費その他租税特別措置法施行規則第12条に掲げる費用の合計　1,870,000円
（注）甲の父の確定申告書の「特例適用条文」の欄には、「租特法30」と記載されている。

③　特定公社債の利子（支払日　令和7年6月19日、支払の取扱者所在地　X県）　23,000円
（注）特定公社債の利子については源泉徴収され、所得税の確定申告書において申告されていない。

④　支払社会保険料　322,600円

⑤　妻とは6年前に死別し、再婚していない。